

韓国人インフルエンサーを活用した SNS 情報発信事業

企画提案競技募集要項

1 目的

大分県の訪日外国人旅行客は韓国人が最も多く、2019 年度についてはインバウンド全体の 45%を占めていた。政治的要因や新型コロナウイルスの影響に伴い、長らく訪日できていないが、渡航解禁後のインバウンド需要を回復させるためには、韓国に対するプロモーションは必要不可欠である。

また、韓国人の旅前の情報収集方法として NEVER ブログが最も多く、SNS はそれに続く構図となっている。訪日経験については、リピーターが約 8 割を占めており、定番の観光地だけでなく、新たな魅力を発見し、韓国人目線での情報発信を行うことが重要である。

そこで、訪日が困難な状況下でも対応可能な韓国人インフルエンサーを起用し、旅行の情報収集をしているユーザーの興味・関心を高め、大分県の観光認知度の向上のため、観光地等の PR を図ることを目的とする。

2 契約に付する事項

(1) 委 託 名 韓国人インフルエンサーを活用した SNS 情報発信事業

(2) 履行場所 大分県大分市高砂町 2 番 50 号 OASIS ひろば 21 3 階
公益社団法人ツーリズムおおいた

(3) 履行期間 契約締結の日から令和 4 年 3 月 31 日まで

(4) 業務概要 別紙「韓国人インフルエンサーを活用した SNS 情報発信事業委託仕様書」による。

(5) 予 算 額 委託額 上限 2, 2 2 4, 2 0 0 円 (消費税及び地方消費税含む)

3 参加資格等

(1) 参加資格

参加できる事業者は、以下の項目すべての要件を満たす者とする。

なお、資格要件確認のため、大分県警察本部、大分県に照会する場合があります。

- ① 大分県が発注する物品等の製造の請負及び買入れ等にかかる競争入札に参加する者に必要な資格を有する者又は同等の資質を有するものであること
- ② 地方自治法施行令 (昭和 2 2 年政令第 1 6 号) 第 1 6 7 条の 4 に規定する者に該当しないこと
- ③ 自己又は自己の役員等が、次のいずれにも該当しない者であること及び次の各号に掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと
 - ア 暴力団 (暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 (平成 3 年法律第 7 7 号) 第 2 条第 6 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
 - イ 暴力団員 (同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)
 - ウ 暴力団員が役員となっている事業者
 - エ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者
 - オ 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者
 - カ 暴力団 (員) に経済上の利便や便宜を供与している者

- キ 役員等が暴力団（員）と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど、社会的に避難される関係を有している者
- ク 暴力団（員）であることを知りながらこれらを利用している者
- ④ 会社更生法、民事再生法等に基づく更生又は再生手続きを行っていない者であること。
また、銀行取引停止、主要取引先からの取引停止等の事実があり、客観的に経営状況が不健全であると判断される者でないこと
- ⑤ 国税及び地方税を滞納していない者であること
- ⑥ 応募事業者の協力企業者でないこと（応募事業者に属する協力企業者は、応募企業者又は応募グループの構成員として参加することはできない）
- ⑦ 県境を越える移動が制限されるような事態が生じた場合においても、業務遂行が可能な体制が取れるものであること

（2）失格事項

次のいずれかに該当する場合やその他不正な行為があったときは失格とする。

- ① この要項に定めた資格・要件が備わっていないとき
- ② 提出書類の提出期限までに所定の書類を提出しなかったとき
- ③ 提出書類に記載すべき内容が記載されていないなど適合しないとき
- ④ 提出書類に虚偽または不正があったとき
- ⑤ 見積金額が事務局の提示する予算上限額を上回るとき

（3）参加資格確認申込書及び資格審査書類

企画提案競技への参加を希望する者は、以下の書類を令和3年11月26日（金）17時まで
に提出すること。（FAX可。その場合は必ずただちに電話にて着信を確認すること）

・資格審査書類（各1部提出。A4サイズ。長辺綴じ）

ア 「企画提案競技参加申込書」（別紙様式1）

イ 「企画提案競技参加資格確認申請書兼誓約書」（別紙様式2）

ウ 会社概要書（パンフレット等会社の業務内容を確認できる書類。写しでも可。）

エ 大分県が発注する物品等の製造の請負及び買入れ等にかかる競争入札に参加する者に必要な資格を有していない者については、「（4）参加資格に関する必要書類」に記した必要書類一式

（4）参加資格に関する必要書類

大分県が発注する物品等の製造の請負及び買入れ等にかかる競争入札に参加する者に必要な資格を有していない者については、次に定める①～⑥の必要書類を提出すること。なお、これらの書類は原本で確認する必要のある書類を含むので、Emailでの提出は不可とする。

- ① 営業概要書、貸借対照表、損益計算書
- ② 納税証明書（都道府県税）※写しは不可
- ③ 納税証明書（地方消費税）※写しは不可
- ④ 登記簿謄本（履歴事項全部証明書）※写しは不可
- ⑤ 定款（写しに代表者印で原本証明をしたもの）

⑥ 過去に取り扱った同種の事業実績が確認できる書類（契約書の写し等）

(5) その他

定められた期限までに参加申込書の提出がない場合は不参加とみなす。

また、参加申込書の提出後に参加を辞退する場合は、令和3年12月 8日（水）17時までに「辞退届」（別紙様式3）を提出すること。

4 募集から契約締結までのスケジュール

| 日 程 | 時 間 | 内 容 |
|----------------------------|-----|-----------------|
| 令和3年11月12日（金） | — | 募集開始 |
| 令和3年11月19日（金） | 17時 | 質問受付期限 |
| 令和3年11月26日（金） | 17時 | 企画提案競技参加申込書受付期限 |
| 令和3年12月 8日（水） | 17時 | 企画提案書受付期限 |
| 令和3年12月15日（水） ～17日（金）予定 | — | 審査会（プレゼンテーション） |
| 令和3年12月21日（火）予定 | — | 結果通知 |

5 説明会 実施しない

6 質問の受付及び回答

(1) 受付方法

質問の受付は、全て「質問書」（別紙様式4）にて行うものとし、質問書はE-mailまたはFAXで提出すること。件名は「韓国人インフルエンサーを活用したSNS情報発信に関する質問」とすること。なお、必ず電話にて着信を確認すること。

(2) 質問書の提出先及び提出期限

ア提出期限 令和3年11月19日（金）17時まで

イ提出先 〒870-0029 大分県大分市高砂町2番50号 OASIS ひろば21 3階
公益社団法人ツーリズムおおいた
TEL：097-536-6250 FAX：097-536-6251
担 当：海外誘致営業課 瀬口 seguchi@we-love-oita.or.jp

(3) 回 答

質問に対する回答は、随時、ホームページにて公表する（最終回答は11月24日（水）予定）。なお、回答内容は、本業務の募集要項及び仕様書の追加又は修正事項とみなす。

7 企画提案書の提出等

業務の目的等に留意のうえ、下記の書類を10部作成し、提出期限（(2)提出期限及び提出先を参照）までに提出すること。

A4サイズ（片面印刷）。白黒、カラーは問わない。

（ファイル等による綴込みはしないこと。2穴パンチ位置を考慮して印刷し、ステープルは使用せず、ダブルクリップ等でとめること）

(1) 提出書類

① 表紙（様式自由：A4版）

- ・会社名、担当者名及び電話番号等連絡先（E-mail含む）を明記すること。

② 企画提案書（様式自由：A4版）

- ・企画提案の提出は1社1案とする。
- ・企画書には下記の事項を必ず記載すること
 - (i) 仕様書4業務内容(1)-イにおけるモデルコース行程案
 - (ii) 仕様書4業務内容(1)-ウにおけるインフルエンサーによる投稿数・投稿期間
 - (iii) 仕様書4業務内容(3)における効果的な情報発信方法
 - (iv) 事業スケジュール
 - (v) その他、強みを生かした特別な提案等

③ 協力企業一覧表（様式自由：A4版）

- ・業務の実施にあたり、協力して業務を行う企業がある場合は、当該企業の住所、名称及び協力して行う業務内容を一覧表にして添付すること。主たる業務以外の単なる作業の外注である場合は不要。

④ 業務実施体制表（様式自由）

- ・組織体制、受託責任者、予定担当者、当該配置予定担当者の経歴及び業務実績等を記載したものの。

⑤ 企業組織の概要（様式自由）

⑥ 同様の事業実施実績

⑦ 見積書（様式自由）・項目ごとに単価、金額等内訳を記載すること。

⑧ 上記①～⑦までを20ページ以内とし、ページ番号をふる

(2) 提出期限及び提出先

① 提出期限 令和3年12月8日(水)17時(郵送の場合は17時着まで)

② 提出先 〒870-0029 大分県大分市高砂町2番50号 OASISひろば21 3階

公益社団法人ツーリズムおおいた

TEL:097-536-6250 FAX:097-536-6251

担当: 海外誘致営業課 瀬口 seguchi@we-love-oita.or.jp

(3) 提出方法

- ・郵送又は持参するとともに、E-mailなどにてデータを提出すること。
- ・郵送の場合は、配達証明付きに限るものとし、提出期限必着とする。
- ・持参する場合は、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日、日曜日及び土曜日(以下「休日等」という。)を除く午前9時から午後5時(正午から午後1時までの間を除く)に提出先に持参すること。

8 審査について

(1) 審査の基準

提案された企画は次の項目により審査します。

| 項目 | 内容 |
|-----------|---|
| 1 基本事項 | |
| コンセプト | <ul style="list-style-type: none"> ・委託事業の趣旨・目的にそった企画提案になっているか ・総合的に見て大分県の知名度向上につながる提案となっているか |
| 経験等 | <ul style="list-style-type: none"> ・今までの類似業務の実績 |
| 見積金額 | <ul style="list-style-type: none"> ・見積もり金額は妥当な金額か |
| 2 企画内容 | |
| 企画構成 | <ul style="list-style-type: none"> ・媒体やタイミング、連動性など、効果的なプロモーション構成になっているか ・効果的なPRができるインフルエンサーを起用しているか ・仕様書の内容は全て盛り込まれているか ・感染症対策は徹底されているか |
| 魅力のPR | <ul style="list-style-type: none"> ・大分の魅力を十分にPRできる内容となっているか ・効果的な情報発信内容となっているか |
| その他 | <ul style="list-style-type: none"> ・その他企画内容が優れ、特に評価すべき内容があるか ・適切なKPIを提案しているか ・事業分析が適切かつ十分な内容になっているか |
| 3 業務管理体制 | |
| 実施体制 | <ul style="list-style-type: none"> ・責任者や役割分担等が具体的に示され、要請に応じて即時の対応ができる体制が整っており、本業務を確実に履行できるか |
| 業務企画・作業工程 | <ul style="list-style-type: none"> ・作業ごとに開始、終了が明確にされ、計画的なスケジュールとなっているか |

(2) 審査及び結果通知

① 審査の方法

審査は企画提案書をもとに、審査委員会を設置し、プレゼンテーションにより審査を行う。審査結果は、令和3年12月21日(火)を目途に文書で提案者に通知する。審査員及び審査内容は公表しない。また、審査結果についても異議申し立ては認めない。

② 開催について

新型コロナウイルスの感染状況に鑑み、開催場所及び参集時間については別途個別に通知する。

③ 提案者が多数の場合

応募者多数の場合は、別途定める審査委員会にて予備審査を行うことができ、本審査を5社程度に選定することがある。

④ 提案者が1社の場合

審査委員会における審査において業務の円滑な遂行が可能であると判断した場合には、本委託業務の契約の手続きを行うものとする。

⑤ 提案者がいない場合

ホームページでその旨を公表するとともに、再度公募を行うものとする。

⑥ その他

最優秀提案を行った者を委託候補者とする。ただし、委託候補者との契約が成立しない場合は次点の者を委託候補者とする。ただし、委託候補者が審査委員を通じて不正な行為を為し、審査結果を自らに有利たらしめたことが判明したときは、契約を締結しない。なお、契約締結後に判明したときは、当該契約を無効とする。

9 その他

- ・ 企画提案に要する経費は、すべて提案者の負担とする。
- ・ この要項に定めのない事項については、別途協議のうえ決定する。
- ・ 提出された企画提案書は返却しない。
- ・ 提出期限後の企画提案書の提出は認めない。また提出期限後の差替え及び再提出も認めない。
- ・ 採用された企画案については、内容の一部変更を指示することがある。

10 参加申込書・企画提案書等の提出及び本事業に関する問い合わせ先

〒870-0029 大分市高砂町2番50号 OASIS ひろば21 3階

公益社団法人ツーリズムおおいた

TEL : 097-536-6250 FAX : 097-536-6251

担当：誘致営業部 海外誘致営業課 瀬口